

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した
固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・	法人名
--------	--------	--------	-----

別表十三(一) 令七・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書											
補 助 金 等 の 名 称			1		帳簿適合しない 場合又はこと となつた場 合である	圧 縮 限 度 超 過 額 (6)－(12)		13	円		
補 助 金 等 を 交 付 し た 者			2			前期以前に取得をした減価償却資産の 既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(10)		14			
交 付 を 受 け た 年 月 日			3	・ ・		取得価額に算入しない金額 (6)と(12)のうち少ない金額)+(14)		15			
交 付 を 受 け た 補 助 金 等 の 額			4	円							
交 付 を 受 け た 資 産 の 価 額			5								
返還を要しない こととなつた 場合(無条件 の場合又は	固定資産の帳簿価額を減額し、又は 積立金に経理した金額		6		特別勘定に 経理した場 合(条件付 の場合)	特 別 勘 定 に 経 理 し た 金 額		16			
	圧縮 限度 額の 計算	(4)のうち返還を要しない又は 要しないこととなった金額		7		繰 入 限 度 額 (4)のうち条件付の金額)		17			
		(4)の全部又は一部の返還を要 しないこととなった日におけ る固定資産の帳簿価額		8		繰 入 限 度 超 過 額 (16)－(17)		18			
		固定資産の取得等に要し た金額		9		当 初 特 別 勘 定 に 経 理 し た 金 額 (繰入事業年度の(16)－(18))		19			
		補 助 割 合 $\frac{(7)}{(9)}$		10		同上のうち前期末までに益金の額に 算入された金額		20			
	圧 縮 限 度 基 礎 額 (8)×(10)		11	当 期 算 入 に す べ き の 金 額 の計算		21	返 還 し た 金 額				
						22	返還を要しないこととなつた金額				
						23	(21)及び(22)以外の取崩額				
	圧 縮 限 度 額 (5)、(7)若しくは(11)又は((5)、 (7)若しくは(11))－1円)		12			24	期 末 特 別 勘 定 残 額 (19)－(20)－(21)－(22)－(23)				

Ⅱ 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書											
交付を受けた金銭の額及び資材の価額		25		圧縮 限度 額の 計算	前期償却 以前に 取得を した場 合に減 価償却 の計 算	(25)の交付を受けた日における 固定資産の帳簿価額		31	円		
交付を受けた固定資産の価額		26				負 担 割 合 $\frac{(25)}{(29)}$ (1を超える場合は1)		32			
取得した固定資産の種類		27				圧 縮 限 度 基 礎 額 (31)×(32)		33	円		
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に 経理した金額		28				圧 縮 限 度 額 (26)、(30)若しくは(33)又は((26)、(30) 若しくは(33))－1円)		34	円		
圧縮 限度 額の 計算						圧 縮 限 度 超 過 額 (28)－(34)		35			
	固 定 資 産 の 取 得 に 要 し た 金 額		29			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却 額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(32)		36			
	圧 縮 限 度 基 礎 額 (25)と(29)のうち少ない金額)		30			取 得 価 額 に 算 入 し な い 金 額 ((28)と(34)のうち少ない金額)+(36)		37			

Ⅲ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書											
賦 課 に 基 づ い て 納 付 さ れ た 金 額		38		圧縮 限度 額の 計算	前期償却 以前に 取得を した場 合に減 価償却 の計 算	(38)が納付された日における固 定資産の帳簿価額		43	円		
取得した固定資産の種類		39				賦 課 割 合 $\frac{(38)}{(41)}$ (1を超える場合は1)		44			
						圧 縮 限 度 基 礎 額 (43)×(44)		45	円		
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に 経理した金額		40				圧 縮 限 度 額 (42)若しくは(45)又は((42)若しくは (45))－1円)		46			
圧縮 限度 額の 計算						圧 縮 限 度 超 過 額 (40)－(46)		47			
	固 定 資 産 の 取 得 等 に 要 し た 金 額		41			前期以前に取得をした減価償却資産の既償 却額に係る取得価額調整額 (既償却額)×(44)		48			
	圧 縮 限 度 基 礎 額 (38)と(41)のうち少ない金額)		42			取 得 価 額 に 算 入 し な い 金 額 ((40)と(46)のうち少ない金額)+(48)		49			